

平成29年
8月から

高額介護サービス費の基準額 (月々の負担の上限) が変わりました。

Q 高額介護
サービス費とは？

A 介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、
月々の負担の上限額が設定されています。
1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限額を超えたときは、
超えた分が払い戻される制度です。

対象となるかた	平成29年7月までの 負担の上限(月額)	平成29年8月からの 負担の上限(月額)
現役並み所得者に 相当するかたがいる世帯のかた	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)※
世帯のどなたかが 住民税を課税されているかた	37,200円(世帯)	44,400円(世帯) 見直し ※同じ世帯の全ての65歳以上のかた(サービスを利用していないかたを含む。)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定
世帯の全員が住民税を課税されていないかた	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下のかたなど	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)※
生活保護を受給しているかたなど	15,000円(個人)	15,000円(個人)

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用したかた全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

該当するか
チェックしよう!

Step 1

同じ世帯のどなたかが住民税を課税されている場合。
37,200円
⇒44,400円(月額)
※現役並み所得者世帯は従来から44,400円

Step 2

①②の両方に該当するか。
(※8月から翌年7月までを一つのサイクルとし、翌年の7月31日時点で判定)
・該当する場合 → 年間の上限446,400円(37,200×12か月)を適用 **新設**
①同じ世帯の全ての65歳以上のかた(サービスを利用していないかたを含む。)の利用者負担割合が1割
②世帯が現役並み所得者世帯※に該当しない
※ 同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上のかたがいて、同じ世帯の65歳以上のかたの収入の合計が520万円以上(単身の場合は383万円以上)である場合。

問合せ=住民福祉健康課 保険年金係 ☎76-1366

町長コラム 103

健康ポイント9月から開始

いよいよ来月から健康ポイント事業が始まります。毎日の歩数、特定健診や人間ドック、がん検診の受診などでポイントが貯まります。特に、ご高齢のかたには、適度な運動と外出を推奨するため、各地区で実施している「いきいき事業」などへの参加でもポイントの対象になります。

ここで75歳以上の皆さまにお知らせいたします。来年、平成30年度から敬老祝い金を廃止し、節目の喜寿・米寿・白寿、金婚・ダイヤモンド婚のお祝いのみとし、一律75歳以上のかたへ贈呈していた5千円の元氣チケットは今年度までとし、来年度から廃止いたします。全国的にも同様な動きがあり、祝金そのものを廃止した自治体もあります。対象者の増加や健康づくりへの転換が大きな理由です。

美里町においても、医療・介護(認知症)予防が町政の重要な柱であり、運動、社会参加、病気の早期発見・早期治療、予防による健康長寿を目指し、健康ポイント事業に予算を振り向けます。ご理解をお願い申し上げます。ぜひとも健康ポイント事業に参加くださるようお願いいたします。

参加は無料です。埼玉県の健康マイレージ事業にも自動加入し、3か月ごとの抽選で県内特産品が当たります。ご近所や友人、知人のかたと一緒に、楽しみながら健康づくりに参加いただければ幸いです。しかし、歩きすぎは禁物、少しづつ増やしていただければ幸いです。

制度の有効期限は7月末となっております。8月から引き続き利用する場合は更新の申請が必要です。また、新規のかたも受け付けています。

介護保険負担限度額認定の申請(更新)をお忘れなく!

◎介護保険負担限度額認定

介護保険3施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)やショートステイを利用するかたの食費・部屋代の自己負担額を、世帯の課税状況や本人と配偶者の預貯金などにより、「申請」に基づいて軽減する制度です。
したがって、「申請」をすることにより、自己負担額が軽減される場合があります。また認定証には有効期限(毎年7月31日)があり、更新が必要です。新規のかたの申請も随時受け付けています。

対象者

- ▽住民税が非課税世帯(別世帯の配偶者も非課税)のかた
- ▽預貯金などが単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下のかた
- 必要なもの
- ▽預貯金通帳(普通・定期)の写し(最後に記帳してから2か月以内のもの)
- ▽価額評価が安易なもの(有価証券、投資信託、金銀など)の資産評価できる書類
- ※配偶者がいる場合は、配偶者の右記資産の写しも必要。
- ▽印鑑(朱肉を使用するもの)

利用者負担段階	居住費などの負担限度額(日額)				食費の負担限度額(日額)
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階 ○住民税が非課税世帯で、老齢福祉年金を受給されているかた ○生活保護を受給されているかた	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
第2段階 ○住民税が非課税世帯で、合計所得金額+課税年金収入額または非課税年金収入の合計が80万円以下のかた	820円	490円	490円(420円)	370円	390円
第3段階 ○世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外のかた	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額となります。

介護予防講演&実践会

「生活習慣から見直そう」

「腰痛・腰痛予防」

「地域での支え合いについて」

近年、加齢とともに膝や腰の痛みを抱える人が増えていきます。

今年度は、膝痛・腰痛が起きる仕組みのお話とともに日常生活で行える膝痛・腰痛に効果的なトレーニング方法を参加者の皆さんと行います。また、地域支え合いによる介護予防についても合わせて説明します。



昨年度好評につき、今年度の講演&実践会も、地域の健康づくりに積極的に取り組んでいる角田病院のスタッフに担当していただきます。

「膝・腰が痛くて歩くのがおつらく」「介護予防って何をすればいいんだろう?」と思っっているかたなどぜひご参加ください。

日時 9月6日(水) 午後2時~4時
場所 コミュニティセンター 大ホール
定員 50名(申込順、定員になり次第締切)
申込み 8月7日(月)から電話にて受付開始
服装・持ち物 動きやすい服装、飲み物
問合せ 地域包括支援センター ☎76-1325